2026 年 10 月 1 日

岸和田市議会
議長　友永　修　様

〒596-0076　大阪府岸和田市野田町 2 丁目 18 番 18 号
一般社団法人岸和田シティプロモーション推進協議会
会長　留河　孝

きしわだ議会だより第 204 号における kcp に関する高比良正明議員の一般質問要旨の見出しの掲載及び市議会の対応に関する抗議及び改善を求める要望書

一般社団法人岸和田シティプロモーション推進協議会（kcp）（以下「当会」といいます。）は、2026 年 9 月 28 日、友永修議長、殿本マリ子副議長、反甫旭議会運営委員長及び西田武史議会運営副委員長との面談の機会をいただき、同日付の書面回答と併せて、「きしわだ議会だより」令和 8 年 8 月 1 日号（No.204。以下「市議会だより第 204 号」といいます。）に、当会を「圧力団体」とする見出しが掲載された経緯について説明を受けました。面談に応じてくださったことについて、心から感謝申し上げます。

しかし、説明を受けてもなお、なぜ市議会の公的媒体に当該見出しを掲載したのかについて、疑問は解消されていません。また、掲載後の対応や今後の再発防止についても、十分な方向性が示されたとは受け止めていません。

当会は、議員による批判や論評の自由を否定するものではありません。一方、市議会が発行主体となる公的媒体の編集・発行責任と、市議会としての説明責任については、課題が残されていると考えています。

そこで**、9 月 28 日の面談内容を踏まえてもなお未解決の問題について、下記のとおり強く抗議するとともに、是正及び再発防止を要望し、各項目への書面回答と継続的な対話を求めます。**

1．本件の経緯

（1）本件の発端は、2025 年 3 月、高比良正明議員（以下「同議員」といいます。）が動画共有サイト上の自身の動画において、当会が特定の政治家又は政党の応援団体であるとの趣旨の発信をしたことです。当会は、団体として特定の政治家又は政党を支持・支援する政治活動を行っておらず、同議員に事実と異なる旨を説明し、訂正を求めました。その後、同議員から訂正動画が公開されました。

（2）2025 年 3 月 27 日の同議員との面談は、当時の会派責任者である殿本マリ子議員を通じて事前に日時を調整し、指定された日時及び場所において実施したものです。当会は、突然の訪問や、組織としての威圧・強要を行った事実はないと認識しています。

（3）その後も、同議員は 2025 年 12 月 9 日の本会議等で、当会が組織を使って周囲に圧力をかけたとの趣旨の発言をしました。その発言の中で言及された殿本マリ子議員、河合達緒議員に当会から直接確認したところ、当会から圧力を受けた事実はないとの回答を得ています。これを受け、2026 年 5 月 21 日、事実と異なる発言に対する市議会としての適切な対応、会議録・公開録画の取扱い、議員による YouTube・SNS 等での情報発信に関するルールや指針の整備を求める要望書を提出しました。

（4）2026 年 6 月 22 日の本会議では、一般質問冒頭における当会への言及を議長が制止し、当該言及は公開された会議録に残らず、公開録画の該当箇所も無音処理されました。一方、市議会だより第 204 号には、同じ出来事を題材とし、当会を「圧力団体」と断定する見出しが掲載されました。

（5）2026 年 7 月 13 日の議会だより編集委員会の「会議の要点」によると、議長及び複数の委員から、当該見出しは掲載できない、一般市民に誤解を与える、会議録から削除された内容を掲載してよいのか、市議会として責任を負う問題である等の懸念が示されました。それにもかかわらず、最終的には「多数の意見」を理由に原案のまま掲載されました。

（6）当会は 2026 年 8 月 12 日、掲載経緯、審査、市議会の認識及び再発防止策について、書面及び対面での説明を求めました。9 月 28 日の回答及び面談では、議長・副議長から見出しの修正を求め、編集小委員会も掲載困難と判断したものの、提出議員が修正に応じず、編集委員会が原案掲載を決めたこと、当時は明文化された基準がなかったこと等が説明されました。また、面談の場では、市議会側の出席者から、当会を圧力団体とは認識していない旨の発言がありました。

2. 当会が抗議する事項

（1）**市議会の公的媒体において、少なくとも当会への確認や根拠資料の検証が行われたとの説明がないまま、特定の市民団体の社会的評価を低下させ得る断定的な表現を掲載したこと。**編集委員会で重大な懸念が具体的に指摘されていた以上、「議員本人の意思を尊重した」「明文の基準がなかった」という説明だけで、発行主体としての責任が解消されるものではないと考えます。

（2）**本会議の会議録から削除され、公開録画では無音処理された当会への言及と同じ評価を含む見出しを、市議会だよりに掲載したこと。**9 月 28 日の回答及び面談では、「当時、会議録から削除された発言を市議会だよりに掲載しないとする明文化されたルールがなかった」との説明がありました。しかし、明文化されたルールがなかったことは、会議録及び公開録画との整合性に関する疑問への説明として十分ではありません。むしろ、明確なルールがない状況であったからこそ、発行主体である市議会には、第三者の名誉・信用への影響を踏まえた慎重な判断が求められたと考えます。編集委員会において複数の懸念が示されていたにもかかわらず、なぜ最終的に掲載を可としたのか、その個別具体的な判断根拠は、現在も明らかにされていません。その結果、議会の公式記録には残さなかった表現を、議会の公的媒体を通じて市民に伝えるという不整合が生じています。

（3）**市議会四役の皆様との面談では、市議会側の出席者が当会を圧力団体とは認識していない旨を述べた一方、市議会としての正式な見解、当該見出しの訂正又は説明、既に生じた誤解を解くための措置が示されていないこと。**公的媒体に掲載された情報は、市議会が事実として認めたものと市民に受け取られるおそれがあります。

（4）**掲載を決めた具体的な意思確認又は採決の方法、賛否数及び記録の有無が明らかでないまま、複数の反対又は慎重な意見を含む審議の結果が「多数の意見」とのみ説明されていること。**
2026 年 7 月 13 日の議会だより編集委員会の「会議の要点」によると、当該見出しについて、委員長が当初「掲載できない」との考えを示し、複数の委員からも、掲載への反対又は慎重な意見が出されています。しかし、「会議の要点」には、意思確認又は採決の具体的な方法、賛成者数及び反対者数が明記されていません。その一方で、最終的には「多数の意見」として、原案のまま掲載することが決定されています。9 月 28 日の面談でも、多数決によって掲載を決めたとの説明はありましたが、具体的な採決方法、賛否数及びそれらを確認できる記録の有無は明らかになりませんでした。このため、どのような手続と判断に基づいて、市議会として掲載を決定したのかを当会として客観的に確認できない状況です。当会が確認を求めているのは、個々の委員の責任を追及するためではなく、市議会の公的媒体に関する意思決定の透明性と、議会としての責任の所在を明らかにするためです。

（5）9 月 28 日の面談で示された、今後は一般質問の見出しを質問通告上の題名に限定するとの方向性は、一定の前進であると受け止めています。しかし、**第三者の名誉・信用に関わる記載の事実確認、会議録及び公開録画との整合性の確認、掲載後に問題が判明した場合の訂正又は説明、審議及び意思決定過程の記録保存等については、具体的な基準が示されていません。**今回の問題を一事例への対応だけで終わらせず、今後の市議会広報における明確な基準として整備する必要があると考えます。

3. 要望事項

1）**議長及び副議長におかれましては、本書の内容を十分に確認した上で、各会派の幹事長に対しても全文及び当会の問題提起を共有してください。**また、次回の幹事長会において、本書を全文朗読するか、幹事長会開催までに各幹事長が全文を熟読できるよう事前に配付してください。その上で、本書に示した事実関係及び問題提起について、議長・副議長・各幹事長がどのように受け止めたか、今後の改善策について、幹事長会で意見交換を行い、その内容を当会にお知らせください。当会としては、本件を議長・副議長又は議会だより編集委員会のみの問題として処理するのではなく、市民及び市民団体と市議会との信頼関係に関わる問題として、議会全体で受け止めていただくことを求めます。

2）**市議会だより第 204 号の当該見出しについて、次号の市議会だよりに、市議会として確認した事実関係及び正式な見解を掲載するとともに、必要な訂正又は補足を行ってください。**あわせて、市議会の公的媒体に当該見出しを掲載したことにより、当会が「圧力団体」であると市議会が認めたかのような誤解を市民に与えるおそれのある記載をしたことについて、**市議会として謝罪する内容を、次号の市議会だよりに掲載してください。**また、同じ内容を市議会公式ウェブサイトにも掲載し、現在公開されている市議会だより第 204 号の掲載ページから確認できるようにしてください。掲載する訂正、説明及び謝罪の内容については、事実関係について認識の相違が生じないよう、事前に当会と確認・協議する機会を設けてください。これらの対応を行わない場合は、その理由、根拠、判断した機関及び審議結果を文書で示してください。

3）**当該見出しの掲載決定について、採決その他の意思確認の方法、賛成・反対・棄権等の人数及びその結果を確認できる記録の有無を明らかにしてください。**個々の委員の賛否又は意見を記録している場合は、その記録も示してください。記録がない場合は、その旨と、どのような根拠で「多数の意見」と判断したのかを説明してください。

4）**今後の議会広報について、少なくとも次の事項を含む明文化された編集・訂正基準を整備し、その内容、決定主体及び実施時期を示してください。**

ア．一般質問の見出し及び本文を、質問通告及び実際の議事内容と整合させること。

イ．第三者の名誉・信用に重大な影響を及ぼす記載について、根拠資料の確認及び必要に応じた当事者への確認を行うこと。

ウ．会議録から削除され、又は公開録画で無音処理等が行われた発言を議会広報へ掲載する場合の可否及び審査手続を定めること。

エ．掲載後に事実関係又は編集上の問題が判明した場合の訂正、補足、反論掲載その他の救済手続を定めること。

オ．意見が分かれた編集判断について、判断過程、賛否及び理由を適切に記録し、検証可能にすること。

5）2026 年 5 月 21 日付要望書でお願いした、議員による YouTube・SNS 等での情報発信について、市議会としての共通の考え方やルール・指針の整備について、**検討主体、検討状況及び今後の予定を示してください。**

6）本書に掲げる各要望事項について、議会だより編集委員会その他の適切な場で協議してください。その上で、**協議した機関、日時、主な論点、確認された事項及び結論を文書で回答してください。**

7）今後も、事実確認や制度改善について必要に応じて**対話できる関係を構築してください。**

4. 回答の方法及び時期

本書受領後 14 日以内に、担当窓口及び各要望事項への回答予定日を文書でお知らせください。実質的な回答は、原則として本書受領後 30 日以内に、各項目に対応する形で書面によりお願いします。30 日以内の回答が難しい項目については、その理由、検討する機関、検討工程及び回答見込み時期を示した中間回答をお願いします。

なお、回答に当たっては、「基準がない」「前例がない」とするのではなく、本件について市議会としてどのように判断したのか、改善の要否、改善する場合の具体的な工程をお示しください。

5. 結び

当会が求めているのは、議会における正当な批判・議論の封じ込めではありません。市民及び市民団体が、十分な事実確認や根拠の説明を伴わない評価により社会的信用を損なわれることを恐れず、議会へ意見を伝えられる環境を確保し、市議会の公的媒体に対する信頼を回復することです。

当会は、抗議の表明だけで終わるのではなく、9 月 28 日の面談に続き、市議会としての説明を聞き、必要な訂正、謝罪及び再発防止を求めるとともに、今後の改善を共に考える対話を望んでいます。**市議会におかれましては、本書を議会全体の広報、説明責任及び市民との信頼関係に関わる課題として受け止め、誠実にご回答くださいますよう要望します。**

以上

連絡先：一般社団法人岸和田シティプロモーション推進協議会
電話　090-5130-5333（留河）／メール　info@kishiwada-kcp.jp
※代表連絡先については個人情報のため、取扱いにはご配慮ください。